

## 水第1号議案 横浜市水道条例の一部改正

## 1 趣旨

水道法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）に、指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制度が規定されたことから、更新手数料を1件につき10,000円とし、横浜市水道条例に規定します。

## 2 更新制度の概要

## (1) 現行制度との比較

	改正後（新たに更新制度を規定）	現行（新規指定のみ）
根拠	改正法第25条の3の2	水道法第25条の2 第25条の3
指定の有効期間	5年	なし
更新方法	5年ごとに更新手続	なし
指定要件	・新規指定と同様の要件	・給水装置工事主任技術者の選任 ・機械器具の保有 ・欠格要件に該当しないこと
指定手数料	10,000円（指定更新時）	10,000円（新規指定時）

## (2) 改正法施行日 令和元年10月1日

## 3 条例改正案

横浜市水道条例第35条第1項に太字部分を追加します。

第35条 手数料は、次のとおりとし、申請者又は請求者からこれを徴収する。

## (1) 指定給水装置工事事業者の指定手数料

1件につき 10,000円

## (2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料

1件につき 10,000円

## 4 更新手数料徴収の根拠

特定の者のために行う事務の対価として算出・徴収します。（地方自治法第227、228条）

## 5 指定更新手数料の算出

書類審査や指定書交付等、新規指定時と同様の手続を行うため、現行の指定手数料と同額の10,000円と規定します。

## 6 施行日

令和元年10月1日（改正法施行の日）

【水道法抜粋】太字部分が追加された条文

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。

(指定の申請)

第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
  - ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。